

平成 18 年度社団法人日本眼科医会事業計画

平成 18 年度診療報酬改定は、3.16%の削減が行われ、極めて厳しいものになった。眼科診療報酬についても、「削減ありき」の当局の意向が動かし難いと判断した時点から、(社)日本眼科医会（日眼医）と(財)日本眼科学会（日眼）が協力して立ち上げた日本眼科社会保険会議の場で、厚生労働省が削減目標としている部分の診療報酬の適正化に対して、他の部分での削減を可及的に防ぐと同時に、必要な新点数を要求することを基本としてきた。この基本戦略の評価は、実際の作業を行った後に委ねられるが、執行部として全力で対応した結果であった。

小泉政権の医療改革には問題があるが、少子高齢化、グローバルイゼーション、情報化の中で社会構造改革には必然の一面もあり、職能集団としての日眼医の構造や機能においても、これに対応するため、改革や執行部の意識改革が求められている。その中心にある概念は情報公開であり、日眼医の大きな役割は行政の指導等を伝達する機能以外に、倫理意識の高揚と、国民の視線を重視しながら、日眼医独自の活動を通じて、眼科医療を活性化させることにある。過去 2 年間、この線に沿った改造を進めてきたところであるが、今期はさらに充実させたい。以下にその要点を述べる。

総務部は、会務効率化委員会の活動を通じ、事務局の業務内容の改革を行い、広報部と協力し IT 化を促進し、会務の効率化を計る。眼科医療研究会議では、社保、公衆衛生、医療対策関連の基礎資料となる数項目の研究を行ってきたが、今期は「眼科医療における社会的貢献度の評価」を研究班のテーマとして検討し、啓発活動の基本にする。

経理部は、構造改革の 1 つとして、各分野で進められている公益法人の会計基準の改正に対応していく。

公衆衛生部は、昨年度、関連団体、業界と協力で行った国民向け啓発活動では実績を上げたが、これを一層組織化すべく眼科啓発推進連絡会のホームページを立ち上げるなど、一層の充実に努める。

広報部は、国民向けに日眼医の活動をアピールすべく、また会員向けに、本部支部間の情報交換の充実に計るべくホームページの充実やデジタル化を進める。

学校保健部は、各種教材の作成を一層充実し、保健教育の向上に努めると同時に多くの機会をとらえ、学校保健を推進する。

学術部は、質の高い眼科専門医の育成のため、日眼と協力し、新医師臨床研修制度および後期研修システムへの対応を行う。日眼総集会プログラム委員会へ参画し、特に眼科医療関連のプログラムを充実させ、会員との双方向性のある議論を活性化する。眼科コメディカルに関連する諸問題にも対応する。

社会保険部は、日本眼科社会保険会議で透明性、継続性、迅速性、公平性のある社会保険関連の有効な戦略を構築し、眼科医療の向上につなげる。特に、いわゆる混合診療阻止の問題については、会員各層の間で、理解に差があり、勤務医部とも協力して問題本質の開示に努める。さらに、日眼医は外保連に新たに参加し、他の外科系診療科に対し、眼科診療報酬上の諸問題の啓発に努める。

医療対策部は、改正薬事法施行後問題を残している諸問題を行政と協議する。あらゆる場において「コンタクトレンズ診療は眼科専門医で」と主張し、公衆衛生部と協力して国民に対する啓発活動を実施することにより正しいコンタクトレンズ診療を根付かせるべく努力を続ける。

勤務医部は、執行部内での人的活性化を図り、全国勤務医連絡協議会など関連する会議を発展させ、諸問題の検討に一層の充実に計る。

1. 総務部

- 1) 眼科医療活動の推進
- 2) 眼科医療の諸問題の検討
- 3) 情報開示と眼科診療録に関する検討
- 4) 渉外活動の強化
- 5) 支部との連携強化
- 6) 調査活動の推進
- 7) 医事紛争の調査と防止対策の検討
- 8) 眼鏡等の医療費控除に関する啓発
- 9) 会員の福祉対策とその検討
- 10) 諸規程の整備
- 11) IT化に対応した会務の効率化

- 説明 -

1) 眼科医療活動の推進

(1) WHO と連携を保ち、その提唱する Vision 2020 失明予防事業に協力する。また、国際失明予防機構（IAPB）、日本失明予防協会、日本眼球銀行協会と連携を保ち、失明予防事業に協力する。

(2) 国際交流事業を推進する。

近隣諸国の眼科医との交流を促進する。

(3) 国際交流事業への助成を行う。

国際協力事業助成要綱に従い、諸外国へ眼科医療援助を実施している団体を助成する。

また、近隣諸国の眼科医の招聘を行う団体等に助成する事業について検討する。

2) 眼科医療の諸問題の検討

(1) 眼科医療研究会議を開催し、眼科医療経済並びに医療情報の分析・検討を行う。

(2) 眼科医需給、適正眼科医数などの調査を行う。

(3) 研究班活動として「眼科医療における社会的貢献度の評価」を行う。

3) 情報開示と眼科診療録に関する検討

診療録検討委員会を開催し、情報開示と眼科診療録（電子カルテを含む）について検討を行う。

4) 渉外活動の強化

関係官庁、関係団体などとの連携を密にし、本会の各種事業の推進に必要な渉外活動を行う。

5) 支部との連携強化

支部、都道府県眼科医会との密接な連絡を行い、相互関係を密にし、定款に沿った役割の整備、確立を図る。

6) 調査活動の推進

(1) 各部で行う調査を調整、整備して推進する。

(2) 国内外の医療情報の収集を図る。

7) 医事紛争の調査と防止対策の検討

眼科医事紛争事例調査を継続し、事故防止への対策を検討するために眼科医事紛争対策委員会を開催し会員への情報提供を充実する。

8) 眼鏡等の医療費控除に関する啓発

会員に対し、眼鏡等の医療費控除に関する内容の正確な啓発を行う。

9) 会員の福祉対策とその検討

(1) 眼科医会福祉年金制度、疾病傷害休業補償制度および長期疾病傷害休業補償制度の会員募集を行う。

(2) 眼科女性医師活性化委員会を設置し、眼科女性医師の諸問題について検討する。

10) 諸規程の整備

会務に必要な諸規程の整備を図る。特に会員管理においては保留会員の削減に努める。

11) IT化に対応した会務の効率化

会務効率化委員会を開催してIT化に対応した会務の効率化を検討・実施する。

2. 経理部

1) 経理の合理的運用

2) 公益法人会計基準の改正に対応

- 説明 -

1) 経理の合理的運用

本会の事業および会務の運営のため、健全かつ合理的な経理の運用を図る。

2) 公益法人会計基準の改正に対応

公益法人会計基準の改正に伴う、財務諸表を作成する。

3. 公衆衛生部

1) 眼科健診事業の推進

2) 眼科公衆衛生知識の啓発

3) 障害者対策

- 4) 高齢者医療・福祉・介護保険対策
- 5) 眼感染症対策
- 6) 難病疾患対策
- 7) 生活・就業環境問題対策
- 8) 救急医療対策
- 9) 公衆衛生委員会の開催

- 説明 -

1) 眼科健診事業の推進

- (1) 老人保健法の基本健康診査の改訂を推進する。
- (2) 三歳児眼科健康診査事業を推進する。
- (3) 眼科医過疎地域に対する健診を推進する。

2) 眼科公衆衛生知識の啓発

- (1) 「目の愛護デー」行事を推進し、国民に対し啓発活動を行う。
- (2) 「目の健康講座」をブロックごとに開催し、国民の目の健康対策に努める。
- (3) 会員が公衆衛生活動に使用する啓発資料につき検討する。
- (4) 各地の公衆衛生活動を随時「日本の眼科」に掲載する。
- (5) 「糖尿病眼手帳」、「アトピー眼手帳」等各種手帳の普及に努める。
- (6) 色覚の社会的バリアフリーを検討する。
- (7) 公衆衛生活動を推進するため、関連団体による「眼科啓発推進連絡会」を定期的に開催する。
- (8) 関連する業界と協力して国民啓発活動を推進する。
- (9) 「目の110番」事業を推進する。

3) 障害者対策

社会適応訓練講習会開催団体への援助を行い、ロービジョン者に対するネットワークを確立する。また、障害者団体の活動に協力する。

4) 高齢者医療・福祉・介護保険対策

高齢社会へ向けて眼科高齢者医療、生活習慣病・成人病眼科健診を推進する。また介護保険と身体障害者福祉法との関係について検討する。

5) 眼感染症対策

眼感染症への対策を検討し、感染症予防への啓発を行う。

6) 難病疾患対策

眼科難病疾患（ベーチェット病・網膜色素変性症、緑内障等）を取り巻く諸問題に対処す

る。

7) 生活・就業環境問題対策

生活・就業環境の変化によってもたらされる眼疾患への対策を検討する。また産業保健活動に対し、「IT眼症と環境因子」活用普及に努める。

8) 救急医療対策

眼科救急医療体制調査結果をもとに諸問題を検討する。

9) 公衆衛生委員会の開催

公衆衛生委員会を開催し、眼科公衆衛生活動に関わる諸問題を検討する。

4. 広報部

1) 広報活動の実施

2) 「日本の眼科」の発行

- 説明 -

1) 広報活動の実施

本会の事業活動を国民に紹介し、理解を得るために、各部と協力し、マスメディアなどを通じ、内外広報活動に積極的に取り組む。

(1) 記者発表会を開催する。

(2) 小冊子「目と健康」シリーズを発行する。

(3) ホームページに情報を提供する。

(4) 日眼医本部支部間デジタル通信を運用する。

(5) マスメディアに随時対応する。

2) 「日本の眼科」の発行

(1) 「日本の眼科」(第77巻第4号～第78巻第3号)を発行する。

(2) 編集委員会を毎月開催する。

5. 学校保健部

1) 関連団体との連携強化

2) 学校保健の知識の普及と現状の把握

3) 各種教材などの検討・作成

4) 全国眼科学校医連絡協議会の開催

- 説明 -

1) 関連団体との連携強化

文部科学省、日本学校保健会および日本医師会の学校保健事業に協力し、各団体が主催する大会(全国学校保健・学校医大会、14大都市学校保健協議会、日本臨床眼科学会等)や、各種委員会などに積極的に参加することにより眼科医の立場から学校保健の推進に協力する。

2) 学校保健の知識の普及と現状の把握

(1) 学校保健活動を通じて目の正しい知識の普及に努める。また、保健教育、健康相談、さらに学校保健法に関する諸規則の普及に努める。

(2) 「日本の眼科」に学校保健に関する情報を掲載する。

(3) 学校現場における色覚バリアフリーを啓発する。

(4) 学校現場でのコンタクトレンズ実態調査を実施する。

3) 各種教材などの検討・作成

(1) 各種教材などの企画・作成の検討および監修を行う。

(2) 会員作成の CD-ROM の普及に努める。

4) 全国眼科学校医連絡協議会の開催

全国各支部の眼科学校医相互の情報の交換、討議のほか、研修の場として運営する。

6. 学 術 部

1) 生涯教育事業の実施

2) 日本眼科学会総集会プログラム委員会への参画

3) 専門医制度の推進

4) 眼科講習会(ブロック講習会)の推進

5) 眼科医療従事者教育の推進および関連事業の検討、実施

6) 支部学術行事への協力

7) 日本医師会の生涯教育事業への協力

8) 新医師臨床研修制度および後期研修システムへの対応

- 説 明 -

1) 生涯教育事業の実施

(1) 生涯教育講座を始め各種講習会・講演会などの企画・開催を推進し、また、これらの地区開催に協力する。

(2) 各種教材の企画、製作および監修をする。

(3) 「眼科医の手引」を「日本の眼科」に掲載する。

(4) 屈折矯正および CL 診療に関する研修を推進する。

2) 日本眼科学会総集会プログラム委員会への参画

日本眼科学会総集会プログラム委員会に参画し、日本眼科学会総会および日本臨床眼科学会の学術プログラムの統合的且つ継続的な編成に協力する。

3) 専門医制度の推進

日本眼科学会専門医制度の運営に参画し、眼科医療の水準向上に貢献するよう努力する。

4) 眼科講習会（ブロック講習会）の推進

日本眼科学会と眼科講習会（ブロック講習会）を共催する。

5) 眼科医療従事者教育の推進および関連事業の検討、実施

(1) 日本視能訓練士協会との交流を盛んにし、共通の問題を討議する。

(2) 視能訓練士の教育に協力し、雇用のための情報を提供する。

(3) 眼科看護職員の教育を助成し、その育成に努める。

(4) 眼科医療従事者委員会を開催する。

(5) 眼科コメディカル試験問題選定小委員会を開催する。

(6) 眼科コメディカル教育を行い、試験を実施する。

(7) 眼科コメディカル教育のテキスト・教材の内容を検討し、改訂版を作成する。

(8) 眼科医療従事者ブロック講習会を推進し、助成する。

6) 支部学術行事への協力

支部で開催する学術行事に協力する。

7) 日本医師会の生涯教育事業への協力

日本医師会の生涯教育事業に協力する。

8) 新医師臨床研修制度および後期研修システムへの対応

社会に貢献できる眼科医をつくるため、日本眼科学会と協力しながら新臨床研修および後期研修を含む卒後研修システムづくりに積極的に取り組む。

7. 社会保険部

1) 関連団体との連携緊密化

2) 日本眼科社会保険会議の開催

3) 全国審査委員連絡協議会の開催

4) 各支部健保担当理事連絡会の開催

5) 眼科診療実態調査の実施

6) 眼科全国レセプト調査の実施・分析・検討

7) 適正な眼科保険医療の研究、検討と会員への情報提供

- 説 明 -

1) 関連団体との連携緊密化

厚生労働省、日本医師会、日本眼科学会、その他関係方面との連携をより緊密化する。

2) 日本眼科社会保険会議の開催

(1) 日本眼科学会と合同で、日本眼科社会保険会議などを開催し、眼科の診療報酬が適正に設定されるよう検討する。

(2) 眼科に関する診療報酬の問題について意思統一と対外的窓口の一本化を図る。

(3) 日本眼科社会保険会議として、眼科が関連する社会保険の諸問題に対応する。

3) 全国審査委員連絡協議会の開催

全国各支部の審査委員と審査上の問題、疑問点の研究、意見の交換を行い、見解の統一を図り、審査における地域差、個人差および矛盾点の解消を目指す。

4) 各支部健保担当理事連絡会の開催

各支部健保担当理事連絡会を開催し、保険医療内容の向上、適正保険診療の情報提供などに関して研究討議を行う。

5) 眼科診療実態調査の実施

平成 18 年度眼科診療実態調査を実施し、会員の保険診療の実態を把握する。

6) 眼科全国レセプト調査の実施・分析・検討

診療報酬改定の眼科に対する影響データの取得のため、眼科独自のレセプト調査を実施し、その結果を分析検討し、今後の診療報酬改定に役立てる。

7) 適正な眼科保険医療の研究、検討と会員への情報提供

(1) 社会保険委員会を開催し、保険診療が適正に行われ、眼科保険医療に対する国民の理解が得られるよう会員へ情報提供し、併せて会員の経済的基盤の確立を目指す。

(2) 診療報酬改定時に眼科に関する新点数表を作成し、全会員に配布する。

(3) 医学・医療の進歩および医療政策の変化に対応できる診療報酬体系を研究する。

(4) 眼科有床診療所検討委員会を開催し、調査した現状における問題点を検討する。

8 . 医療対策部

1) 医療問題適正化対策

2) 全国支部との連携

3) 眼科医療関連業界との協調

4) 非医師の医行為への対策

5) 改正薬事法への対応

- 説明 -

1) 医療問題適正化対策

- (1) 倫理意識の高揚に努力する。
- (2) 社会的諸規範や医療に対する社会の要望について認識を深め、問題点の把握とその改善に努力する。

特に、コンタクトレンズの医学的知識の普及・啓発と適正なコンタクトレンズ診療の確立に更に努力する。

- (3) 「コンタクトレンズによる眼障害調査」並びに「眼鏡処方箋書き換え事例調査」を実施・分析する。

2) 全国支部との連携

全国支部の医療対策活動と連携を密にし、情報の交換と諸対策の効率化を図る。

- (1) 支部の医療対策活動に協力する。
- (2) 支部の医療対策担当者からの情報を収集し、当面する課題を調査する。
- (3) 医療対策委員会を開催する。

3) 眼科医療関連業界との協調

眼鏡、コンタクトレンズ、薬剤、医療機器などの関連業界と連絡を密にし、正しい眼科医療を推進する。

- (1) 眼科医療関連団体と随時協議する。
- (2) 日本コンタクトレンズ協議会・眼科用剤協議会・眼科医療機器協議会を関係団体と協力し運営する。

4) 非医師の医行為への対策

諸種の不当な医行為を排除するために、関係諸方面と連携を保ちながら、実効のある具体策を講じるように努力する。

5) 改正薬事法への対応

改正薬事法に対応するため、厚生労働省や関係団体と協議する。

9. 勤務医部

- 1) 勤務医会員の抱える諸問題の検討
- 2) 勤務医（特に新入医局員）の入会促進
- 3) 「日本の眼科」の「勤務医の頁」の企画
- 4) 座談会等の企画運営
- 5) 勤務医師賠償責任保険の管理運営
- 6) 全国支部との連携強化

- 7) 全国勤務医連絡協議会の開催
- 8) 勤務医会員の福祉対策とその検討
- 9) 新医師臨床研修制度に関する対応

- 説 明 -

- 1) 勤務医会員の抱える諸問題の検討

勤務医委員会を開催し、本会に対する勤務医会員の要望およびそれに対する施策を検討する。さらに、全国の勤務医会員が直接に交流し、情報交換する機会を学会等で設定する。

- 2) 勤務医（特に新入医局員）の入会促進

勤務医（特に新入医局員）の入会を促進する。さらに、入会後は機会を捉え勤務医会員に有益な情報提供を行い、積極的参加を促す。

- 3) 「日本の眼科」の「勤務医の頁」の企画

勤務医会員の情報交換を目的とし、「日本の眼科」の「勤務医の頁」を毎号企画する。

- 4) 座談会等の企画運営

「勤務医の頁」特別企画として勤務医の問題をテーマにした座談会等を企画運営し、その模様を「日本の眼科」に掲載する。

- 5) 勤務医師賠償責任保険の管理運営

- (1) 勤務医師賠償責任保険の募集を行い、加入を促進する。

- (2) 勤務医師賠償責任保険支払い請求に対して審査する。

- (3) 勤務医師賠償責任保険の加入者に傷害・個人賠償責任保険を付帯する。

- 6) 全国支部との連携強化

全国支部の勤務医部活動と連携を密にし、情報を交換して課題を調査する。

- (1) 支部の勤務医部担当者と連携を密にし、情報を収集して当面する課題を調査する。さらにその解決に向けた努力をする。

- (2) 支部の勤務医活動を支援する。

- (3) 各ブロックにおける勤務医委員会を助成する。

- (4) 年度途中で移動する勤務医会員に対し、支部会費が二重負担にならないよう支部と連携を密にする。

- 7) 全国勤務医連絡協議会の開催

全国勤務医連絡協議会を開催し、勤務医会員の抱える諸問題について討議を行い、解決策を検討する。

- 8) 勤務医会員の福祉対策とその検討

- (1) 勤務医の福祉に関わる諸問題について検討する。

- (2) 勤務医の福祉対策としての新種保険を検討する。
- 9) 新医師臨床研修制度に関する対応
 - 勤務医を対象に新医師臨床研修制度および後期研修システムの問題点について調査・分析し、会員に情報を提供する。